



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

619	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
620	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	(").....	1
621	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(").....	2
622	畑田池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
623	九度山町安田島土地改良区の役員の就退任	(").....	3
624	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3

○ 選挙管理委員会告示

66	政治団体の届出事項の異動の届出	4
67	政治団体の解散の届出	4
68	政治団体の収支報告書の要旨	5
69	政治団体の設立の届出	7
70	資金管理団体の届出事項の異動の届出	8
71	資金管理団体の指定の取消しの届出	9

○ 警察本部告示

1	和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	9
---	---	-------	---

○ 公告

	争議行為を行う旨の通知	(労働政策課).....	12
--	-------------	--------------	----

○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	12
--	------	-------------	----

告 示

和歌山県告示第619号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010120453	はぐるま共同作業所かなで	和歌山市三沢町3-40	自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成23.3.31

和歌山県告示第620号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更指定年月日
3012500082	エコ工房四季	就労継続支援B型	利用定員	30人	40人	平成23.4.1

和歌山県告示第621号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012520031	児童デイサービスふれんず	児童デイサービス	事業所の名称	フレンズ	児童デイサービスふれんず	平成23.4.1

和歌山県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により畑田池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員（平成22年6月3日退任）

職名	氏名	住所
理事	米坂満男	橋本市神野々752番地
理事	中面定信	橋本市神野々386番地
理事	赤坂圭造	橋本市神野々803番地
理事	藤川嘉明	橋本市岸上202番地の3
理事	堀西光治	橋本市神野々360番地
理事	高崎徳重	橋本市神野々289番地の2
理事	野口信昭	橋本市神野々383番地
理事	絹川幸治	橋本市岸上407番地
監事	戌亥功	橋本市野536番地の2
監事	米坂佳久	橋本市神野々410番地

2 就任した役員（平成22年6月4日就任）

職名	氏名	住所
理事	米坂満男	橋本市神野々752番地
理事	藤川嘉明	橋本市岸上202番地の3
理事	堀西光治	橋本市神野々360番地
理事	遠藤條三	橋本市神野々318番地の3
理事	米坂照昭	橋本市神野々681番地の2
理事	高崎徳重	橋本市神野々289番地の2
理事	野口信昭	橋本市神野々383番地
理事	絹川幸治	橋本市岸上407番地
監事	戌亥功	橋本市野536番地の2

監事 米坂佳久 橋本市神野々410番地

和歌山県告示第623号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により九度山町安田島土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(平成20年9月19日退任)

職名	氏名	住 所
理事	堀義隆	伊都郡九度山町大字九度山1017番地
理事	玉置秀次	伊都郡九度山町大字慈尊院143番地
理事	大高範昭	伊都郡九度山町大字九度山1672番地
理事	西平恵勇	伊都郡九度山町大字入郷57番地
理事	辻居義章	伊都郡九度山町大字九度山1419番地
理事	岡本豊	伊都郡九度山町大字九度山1174番地
理事	野崎博文	伊都郡九度山町大字九度山576番地
理事	井ノ上哲男	伊都郡九度山町大字九度山1578番地
理事	福井毅	橋本市学文路661番地
理事	林安夫	伊都郡九度山町大字九度山1477番地
監事	上西滋	伊都郡九度山町大字椎出281番地
監事	上西悟	伊都郡九度山町大字九度山1637番地

2 就任した役員(平成20年9月20日就任)

職名	氏名	住 所
理事	上西悟	伊都郡九度山町大字九度山1637番地
理事	中谷裕一	伊都郡九度山町大字九度山890番地
理事	坂本佳久	伊都郡九度山町大字入郷59番地
理事	山本恵造	伊都郡九度山町大字慈尊院124番地
理事	大高範昭	伊都郡九度山町大字九度山1672番地
理事	深瀬昌宏	伊都郡九度山町大字九度山1618番地
理事	山下晴夫	伊都郡九度山町大字椎出852番地
理事	岡本豊	伊都郡九度山町大字九度山1174番地
理事	前賀代子	伊都郡九度山町大字九度山11番地の2
理事	水落均	橋本市学文路539番地
監事	関口忠男	伊都郡九度山町大字九度山1539番地の2
監事	西峰清澄	伊都郡九度山町大字中古沢314番地

和歌山県告示第624号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3119	紀の川市西三谷字中筋394	紀の川市南志野248番地の6	平成	6.00	35.37

番の一部	有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	23.5.23		
------	-----------------------------	---------	--	--

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
海南医師連盟	主たる事務所の所在地	海南市日方1519-1 柳川レディースクリニック内	海南市名高506-4 山本クリニック内	H23.3.31	政治団体	
	代表者	柳川泰彦	山本尚夫			
	会計責任者	金川龍一	柳川泰彦			
和歌山県鍼灸マッサージ師連盟	代表者	宮本年起	堀昌弘	H23.4.5	政治団体	
	会計責任者	下平文彦	宮本年起			
田中うえる後援会	代表者	田代匠	笠木守	H23.4.7	政治団体	
自由民主党湯浅町支部	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町栖原847	有田郡湯浅町湯浅1888-18	H23.4.13	政党支部	
	代表者	阿波欣也	金森光廣			
いちごいち会	主たる事務所の所在地	和歌山市太田30の4	和歌山市北出島4の5	H23.4.27	政治団体	
松林洋行後援会	代表者	上川和良	和田功	H23.4.26	政治団体	
岸本健後援会	主たる事務所の所在地	紀の川市粉河773-6	紀の川市荒見108	H23.5.2	政治団体	
和歌山県社会福祉政治連盟	主たる事務所の所在地	紀の川市貴志川町岸宮603-2（井上真典宅）	和歌山市金谷442（中筋良樹宅）	H23.5.9	政治団体	
	会計責任者	井上真典	中筋良樹			

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散 年月日	届出 年月日
由良祥治後援会	由良文子	平成 23.4.11	平成 23.4.11
夢心会	西端直樹	平成 23.4.20	平成 23.4.22
上田こうじ後援会	西辯之丞	平成 23.4.30	平成 23.5.2
早月を発展さす会	前田宏成	平成 23.4.30	平成 23.5.2
紀の国会	浦哲志	平成 23.4.30	平成 23.5.6
すすむ会	前田堪司	平成 23.4.30	平成 23.5.6

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の収支報告書（平成19年分）の要旨

(単位：円)

由良祥治後援会

報告年月日 23.04.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成20年分）の要旨

由良祥治後援会

報告年月日 23.04.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨

由良祥治後援会

報告年月日 23.04.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

由良祥治後援会

報告年月日 23.04.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

夢心会

報告年月日 23.04.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

早月を發展さす会

報告年月日 23.04.19

1 収入総額	30,000
前年繰越額	30,000
2 支出総額	0

紀の国会

資金管理団体の届出をした者の氏名 浦 哲志

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 23.01.27

1 収入総額	1,125,069
前年繰越額	85,069
本年收入額	1,040,000
2 支出総額	958,512

3 本年收入の内訳

寄附 1,040,000

個人分 1,040,000

4 支出の内訳

経常経費 958,512

備品・消耗品費 958,512

5 寄附の内訳

(個人分)

山崎 勲 240,000 和歌山市

速水 邦雄 360,000 和歌山市

湯川 幸司 20,000 和歌山市

松本 善子 60,000 和歌山市

橋爪 又一郎 120,000 和歌山市

北川 茂明 120,000 和歌山市

津野 欣正 120,000 和歌山市

すすむ会

報告年月日 23.02.01

1 収入総額	63,096
前年繰越額	47,078
本年收入額	16,018
2 支出総額	0

3 本年收入の内訳

個人の党費・会費 (16人) 16,000

その他の収入 18

一件十万円未満のもの 18

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

由良祥治後援会

報告年月日 23.04.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

夢心会

報告年月日 23.04.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

上田こうじ後援会

報告年月日 23.05.02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

早月を發展さす会

報告年月日 23.05.02

1 収入総額	30,000
前年繰越額	30,000
2 支出総額	30,000
3 支出の内訳	
政治活動費	30,000
組織活動費	30,000

紀の国会

資金管理団体の届出をした者の氏名 浦 哲志
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 23.05.06

1 収入総額	396,557
前年繰越額	166,557
本年收入額	230,000
2 支出総額	396,557
3 本年收入の内訳	
寄附	230,000
個人分	230,000
4 支出の内訳	
経常経費	396,557
備品・消耗品費	396,557
5 寄附の内訳	
(個人分)	
橋爪 又一郎	20,000 和歌山市
山崎 勲	40,000 和歌山市
津野 欣正	40,000 和歌山市
北川 茂明	40,000 和歌山市
速水 邦雄	90,000 和歌山市

すすむ会

報告年月日 23.05.06

1 収入総額	79,102
前年繰越額	63,096
本年收入額	16,006
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費	(16人) 16,000
その他の収入	6
一件十万円未満のもの	6

和歌山県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日

自由民主党和歌山県第一選挙区支部	門博文	湯峯理之	和歌山市ト半町35	衆議院議員	○	平成 23.4.19
------------------	-----	------	-----------	-------	---	---------------

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
磯田好隆後援会	楠田敦子	楠田悟	有田郡湯浅町湯浅1291-51	平成 23.4.5
由良祥治後援会	由良文子	由良文子	有田郡湯浅町湯浅2926-1	平成 23.4.11
丸山良章後援会	堂野前勝	渥美成文	有田郡湯浅町山田1057	平成 23.4.11
湯田和美後援会	湯田和美	湯田和美	有田郡湯浅町大字湯浅1063番地2	平成 23.4.15
久紀会	松屋久紀	田淵浩規	御坊市野口1094-1	平成 23.4.18
清水健吾後援会	清水健吾	清水美保	西牟婁郡すさみ町周参見1926番地	平成 23.4.28
もりもとたかお後援会	米地健	筒井泰年	東牟婁郡那智勝浦町勝浦451	平成 23.4.18
荒尾典男後援会	荒尾典男	山下義光	東牟婁郡那智勝浦町北浜1-49	平成 23.5.2
下崎弘通後援会	向井朗	下崎美紀	東牟婁郡那智勝浦町大字下里276番地1	平成 23.5.6

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
門博文後援会	門博文	湯峯理之	和歌山市ト半町35	衆議院議員	平成 23.4.19

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
門博文後援会	門博文	湯峯理之	和歌山市ト半町35	門博文	衆議院議員	平成 23.4.19

和歌山県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
竹内功	和歌山市議会議員	いちごいち会	主たる事務所の所在地	和歌山市太田30の4	和歌山市北出島4の5	平成23.4.27

和歌山県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
浦哲志	和歌山市議会議員	紀の国会	和歌山市松江中3-7-41	浦哲志	平成23.5.6

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第2項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条並びに和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第2条第3項及び第4項の規定に基づき、和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年5月31日

和歌山県警察本部長 山岸直人

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成23年5月31日（火）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同等規模以上の業務の契約を過去3年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

(ア) 設置場所の異なる5台以上のサーバを更新又は構築した実績を有すること。

- (イ) 30台以上かつ設置場所が5拠点以上のネットワーク機器を更新又は設置した実績を有すること。
- (ウ) ネットワークに接続した200台以上のクライアントを更新又は構築した実績を有すること。
- カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去3年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

- (ア) 24時間365日運用によるサーバ機器をメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。
- (イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器について、30式以上かつ5拠点以上のメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。
- (ウ) 200台以上のクライアントを現地保守(修理)するメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。
- キ 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- ケ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

コ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、ク及びケに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築を担当する者は(1)のオを、賃貸借業務を担当する者は(1)のカの要件をそれぞれ満たすとともに、代表者が(1)のキに掲げる要件を満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去3年以内に締結した契約書の写しを

添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類については、コンソーシアムの代表者が提出することとし、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。

また、(イ)から(ケ)までの書類については、構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様を記載したもの)。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成23年5月31日(火)から同年6月15日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年6月16日(木)までに和歌山県警察本部交通部交通企画課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うこと。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階小会議室
- (2) 日時
平成23年6月3日(金) 午前10時
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
3の(1)に掲げる申請書類は、平成23年5月31日(火)から同年6月21日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出すること。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県警察本部交通部交通企画課
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0110(代表)
ファクシミリ番号 073-473-7534
- 7 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、郵便により平成23年7月1日(金)までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成23年7月4日(月)午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出すること。
- (4) 説明に対する回答については、平成23年7月11日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成23年5月20日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があつたので公表する。

平成23年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成23年6月3日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

諸 報

入 札 公 告

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6、地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第3条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年5月31日

和歌山県警察本部長 山 岸 直 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成23年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築期間

契約日から平成24年3月31日までの間

イ 和歌山県警察交通事故情報総合管理システム賃貸借期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務仕様書による。

(5) 納入場所

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム機器設置・調整委託仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県警察本部告示第1号に規定する和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7534

(2) 期間

平成23年5月31日（火）から同年6月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書に対して質問がある者は、交通企画課に対して平成23年6月16日（木）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階小会議室

(2) 日時

平成23年6月3日(金) 午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階小会議室

イ 入札日時

平成23年7月13日(水) 午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札時間

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たり、入札参加者は、本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までに定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までに定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない交通企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。こ

の場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Construction of Wakayama Prefecture Police Traffic Accident Statistics
Management Network System and Composition equipment rental

(2) Time limit for tender :

By hand: Wednesday, July 13, 2011. 10:00A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone: 073-423-0110